

協働推進のためのハンドブック
(改定版)

小平市
平成31年4月

はじめに

小平市では、市民と行政との協働を推進する基本的な考え方や進め方を示した「小平市協働の推進に関する指針」（以下「指針」という）を平成20年度に策定し、小平市自治基本条例が目指す「参加や協働を通じたまちづくりの推進」を目指してきました。

指針の策定から10年が経過し、社会状況が変化していることや、高齢社会、災害対策、子育て支援における地域コミュニティへの期待が高まっており、今後は協働の基盤づくりから協働による具体的な取組内容を充実していく必要があることから、この間の協働の取組を総括し、さらなるステップアップを図ることを目的に平成30年12月に指針の改定を行いました。

併せて、協働の基本的な考え方や進め方について記載した「協働推進のためのハンドブック」（以下「ハンドブック」という）の改定を行いました。

構成は、協働の取り組みを進める第一歩としての〈基礎編〉と、実際に取り組む〈実践編〉、参考資料として、「指針」及び「小平市自治基本条例」を掲載し、段階に応じて参考にすることができる内容としています。

今日、急激な社会環境の変化、人間関係の希薄化、少子高齢化の進行、人口減少社会への転換などにより、地域の課題や社会的課題は、今後ますます複雑化することが見込まれ、行政では、その全てに対応することが難しくなっています。このハンドブックが一人でも多くの職員に活用され、協働の意義や必要性等を十分に理解し実践することで、市が抱える課題や、市が対応することが難しい地域課題の解決が図られ、自治基本条例が目指す、参加や協働を通じた市民自治のまちづくりの推進につながることを期待しています。

平成31年4月

小平市 地域振興部 市民協働・男女参画推進課

目次

◆ 協働にふれてみよう<基礎編>	1
(1) 協働の定義	1
(2) 協働のパートナー	1
(3) なぜ協働が必要なのか	3
(4) 協働の効果	3
(5) 協働の原則	4
(6) 協働の形態	4
(7) 協働に適した事業	6
(8) 協働を進めるための庁内組織・関連組織	7
【協働推進庁内検討会議】	7
【地域福祉活動及び市民活動の中間支援に関する情報交換会（AKVS）】	7
【市民協働・男女参画推進課 市民協働担当】	7
【市民活動支援センターあすぴあ】	8
◆ 協働事業やってみよう<実践編>	9
1 協働による事業の進め方	9
(1) 協働の可能性の検討	9
(2) 協働形態の選択	10
(3) 協働パートナーの選択	10
(4) 協働事業の実行性の向上	11
(5) 協働事業の実施	11
(6) 協働事業の振り返り・評価	11
相互チェックシート	12
2 これからの協働の取組	16
(1) 小平市提示型公募事業	16
(2) 行政提案型いきいき協働事業	18

参考資料	- 1 -
資料1 小平市協働の推進に関する指針	- 1 -
資料2 小平市自治基本条例	- 8 -
資料3 協働や連携の取組一覧（平成30年度）	- 16 -

◆ 協働にふれてみよう〈基礎編〉

(1) 協働の定義

「小平市自治基本条例」（平成20年制定。以下「自治基本条例」という。）では、第3条で、協働を「市民等及び執行機関が、それぞれの役割及び責任の下で公共的なサービスの提供を協力して行うことをいう。」と定義しています。また、第12条(協働)において、「市民等及び執行機関は、地域のさまざまな課題の解決に向けて協働をすることができる。」とし、「市民等及び執行機関は、協働に当たり、対等の立場で十分に協議し、その必要な理由及び条件を明確にして合意を行うものとする。」と定めています。

このハンドブックでは、自治基本条例第3条にある「市民等」について、実態的な協働相手は「市民活動団体、NPO、ボランティア団体、自治会、民間事業者、大学等」であることから、「市民活動団体等」と表記し、「協働」という言葉を以下のとおり整理しています。

協働とは

地域課題の解決など共通の目的を実現するため、市民活動団体等と市が主体となり、対等な立場で協議し合意の上、それぞれの役割及び責任の下で、公共的なサービスの提供を協力して行うこと

(2) 協働のパートナー

協働の定義にある「市民活動団体等」とは、小平市と協働して公共的サービスの提供を担える、各種法人や任意団体などの様々な主体をいいます。近年、企業においても、地域貢献や社会貢献を積極的に行う事例が増えており、協働の主体となり、地域を支える担い手の一つとして注目されています。「公共的サービス」とは、小平市が行っているサービスから市民活動団体等が先駆的に提供しているサービスなど広く捉えています。

また、協働して公共的サービスを担えるとは、実際に協働する事業や協働する相手に応じた、自発性や自立性、事業における公益性や非営利性、適正な会計処理、事業実施の力などを備えていることと捉えていきます。

各主体とその定義

各主体	定義
自治会・町会	自治会・町会などの地縁による団体
ボランティア団体 ・市民活動団体	公益的な目的を持って自主的に活動しているボランティア団体及び市民活動団体（NPO）
大学等	大学、専門学校、研究機関等
民間事業者・団体	企業・事業所・商工会等
行政	協働の主体同士は対等な協力関係にあることから、協働事業を実施する主体として記述する場合は、市も主体の一つとして位置付けます

協働ちょこっとコラム

<参加と協働の「参加」って？>

小平市第三次長期総合計画では、「地域活動・参加と協働」が施策体系の一項目として位置づけられ、小平市自治基本条例では、「参加」を「市政の計画、実施及び評価のそれぞれの過程において、執行機関に対し積極的に意見等を表明することをいう。」と定義しています。「小平市市民参加の推進に関する指針」で示している主な参加の方法としては、審議会等、市民意見公募手続や地域懇談会、ワークショップ（市民会議）などでの意見聴取があります。

市民が主体的に地域を担う地域自治を推進し、地域力アップを目指すためには、地域活動に参加する市民や多様な担い手（市民活動団体等）と協働することが必要不可欠です。つまり「参加と協働」は、支え合って切っても切れない深いつながりがあるということです。

<ボランティアって？>

自発的に他者や社会のために、金銭的な利益を第一に求めない個人の活動のことです。

<市民活動団体って？>

より豊かな社会づくりのため、市民やボランティアが中心となって活動を立ち上げた、自発的・主体的な非営利に活動する組織のことです

<NPOって？>

「Nonprofit Organization」の略、「民間非営利団体」と訳されます。

「非営利」とは、無償で活動を行うことではなく、利益を構成員間で分配しないことです。

NPO法に基づく法人格を持つ組織と持たない組織があります。

※参考：東京ボランティア・市民活動センター



(3) なぜ協働が必要なのか

経済活動や情報のグローバル化、急激な社会環境の変化、人間関係の希薄化、少子高齢化の進行、人口減少社会への転換などを背景として、地域の課題や社会的課題は、今後ますます複雑化することが見込まれ、持続可能な地域社会の構築に向けては、行政の限られた資源では、その全てに対応することが難しくなっています。

このため、協働の取組により、公共的サービスの提供の幅を広げ、市民が主体的に地域の課題を解決する地域自治の実現を目指していく必要があります。

(4) 協働の効果

協働を推進することで、次のような効果が期待できます。

市民サービスの向上

市民活動団体等と協働で取り組むことで、多様化・複雑化している市民ニーズに対して、先駆的に地域の課題や社会の課題に対応することができるほか、様々な地域の課題を市民活動団体等が捉え、自ら行動することで、多様なサービスメニューが地域に提供され、市民サービスの向上が図られる

地域の担い手としての意識向上

市民活動団体等が行政に積極的に携わることで、地域の担い手としての当事者意識が高まる。

市民活動の活性化・地域自治の推進

公益的な市民活動が活性化し、市民が主体となって地域を担う仕組みが構築されるとともに、地域の絆を紡ぎ出し新たなコミュニティの創造につながる。また、市民活動団体等の専門性や実績を活かすことで、事業の実効性が高まるとともに団体の育成及び自立促進につながる。

職員の意識改革の推進

市民の視点に立った職員の意識が育成されることで、幅広い視点で施策を捉え、市民ニーズに合った市政運営の発展が期待できる。

【協働は目的ではなく手段】

協働は、それ自体が目的ではなく、目指す目的を達成するための手法の1つです。協働を考える際には、なぜその団体と協働するのか、協働することで何を実現させたいのか、目的や効果に照らし合わせてよく考えましょう。その上で、お互いの長所を生かし、短所を補い合うような連携と役割分担を図ることが重要です。

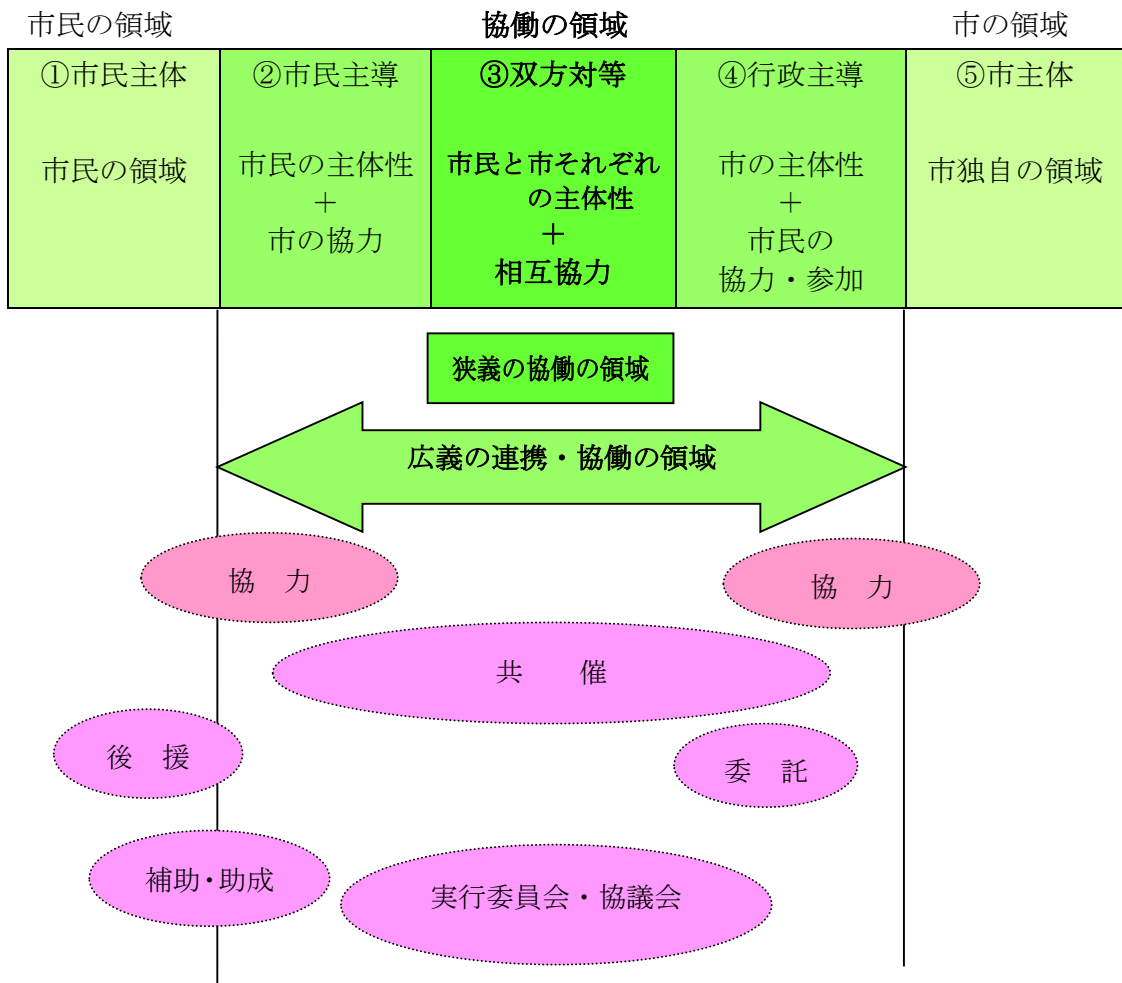
(5) 協働の原則

協働を進めていくためには、共通の原則を定め、それぞれの主体の共通認識と相互理解の基に連携することが重要です。個々の事業内容に応じて、尊重すべき協働の原則を踏まえて取り組むことで、良好な協働の関係性を構築していく必要があります。

基本原則	原則に基づく市の姿勢・体制
①目的の共有	市は、目的を明確にして共通理解を図るため、目的の共有を進める。
②自主・自立の尊重	市は、お互いの自主性・自立性を尊重し、双方の存在を認め合うため、市民活動団体等の自主・自立を尊重する。
③相互理解	市は、お互いの組織としての理念や使命、組織運営の考え方などを理解し合うため、市民活動団体等について積極的に理解することに努め、事業実施に際しては柔軟な対応を図るとともに、市の仕組みについても理解を求めていく。
④対等関係	市は、お互いに事業活動において対等な立場にあるため、事業を進める様々な場面において、適切な協議、意見交換等の機会を設け、一方的に決めることなく十分に話し合う。
⑤情報の共有	市は、お互いに協働事業に関わる情報を共有するために、情報の相互の提供に取り組む。
⑥役割分担と責任の明確化	市は、事業の内容や相互の能力等に応じて、事業の役割分担と責任を明確に決めるため、事業の初めから役割分担と責任の明確化を図る機会を設ける。
⑦実施方法と解決手段の共有	市は、事業の実施方法や事業期間、事業中の課題、評価方法などについて、事業の進行に応じて協議等の場を設ける。
⑧公開と評価	市は、協働事業の公開及び評価について協議し、双方で評価を実施するように取組み、それを市民に公表する。

(6) 協働の形態

協働とは協力関係のあり方の一つです。市が行っている公共的サービスには、市民活動団体等が行っている公益性の高い活動と重なり合う領域があります。その重なり合う領域で、目的や方向性、対象が一致する活動が、協働で取り組むことができる事業となります。協働に当たる関係があれば、後援や共催、実行委員会、ワークショップ、協定など個々の事業に適した形態で実施することができます。事業の形態だけでなく、協働事業とするものではなく、事業の内容に応じて、最も効果的な形態で、協働を実施することが望まれます。



形 態	内 容
後 援	「後援」の名目で実施しているもの。市民活動団体等の主催事業に対して、「後援」名義の申請を承認する形で支援すること。
補助・助成	市民活動団体等が行う公益的な社会貢献活動や事業に対して、財政支援を行うこと。
協 力	市民活動団体等の主催事業に対して、広報や会場提供、運営準備等、協力しながら事業を実施すること。逆に、市が主催する事業に対して、協力を求めることもある。
共 催	市民活動団体等と市が事業の主催者となり、対等な立場で協議する中で責任分担を明確にし、双方の特性を活かしながら共に事業を実施すること。
実行委員会 協議会	一つの目的を実行するために、市民や市民活動団体等、市で構成された委員会などの組織を立ち上げ、一緒に取り組むこと。
委 託	市民活動団体等の専門性・特性を活用することで、より効果的・効率的に公共的サービスの向上につながる事業について、役割分担や責任などを協議して取り決め、「委託」形式で実施すること。 ※一方的に受注者が発注者の要求に応えるだけでなく、お互いに意見を出し合いながら業務を進める必要がある。

(7) 協働に適した事業

協働事業は協働する双方の特色を生かし合い、より良い公共的サービスを提供することが大切です。そのため、協働事業を行う際には、協働相手の特性や協働による相乗効果等といった観点から、次のような事業が協働に適していると考えられます。

協働事業の分類 ⇒協働により期待される効果	協働に適した事業の具体例
先駆性、専門性、地域性等の市民活動の特性を活かせる事業 ⇒市民活動団体等の実践的な知識や専門性、市民のネットワークなどの特性を活かすことで、新しい発想の事業展開や既存事業のブラッシュアップ・レベルアップにつながる。	<ul style="list-style-type: none"> • 調査研究事業 • 循環型社会形成への取組事業 （廃棄物の減量・環境問題など） • 専門的課題などの相談対応事業 （子育て・引きこもり・ニート対策・介護等）
市民活動団体等の視点、発想を活かせる事業 ⇒市民の豊かで柔軟な発想を活かすことで、多様化・複雑化する市民ニーズに即応した、きめ細かく柔軟な公共的サービスが実現できる。	<ul style="list-style-type: none"> • 子育て支援事業 • 高齢者支援事業 • 障がい者支援事業
地域コミュニティの形成や活性化につながる事業 ⇒地域活性化につながる事業を市民の視点で企画・運営することで、市民のネットワークが広がり、新たなコミュニティの形成や地域活動の活性化、地域の顔の見える関係の構築が期待できる。	<ul style="list-style-type: none"> • イベント、講演会、講座、学習会 • ワークショップ • 各種啓発事業 • 各種啓発情報誌作成 • スポーツ振興事業 • 地域と学校との連携事業
個々の地域に根ざしたまちづくりの事業 ⇒地域密着型の市民活動団体等とともに地域の社会資源を有効活用することで、地域の実情に即応した公共的サービスが実現できる。	<ul style="list-style-type: none"> • 公園等の公共施設の管理 • 緑化推進事業 • 放置自転車対策 • 地域見守り事業（子育て・高齢者など）
将来的に市民が中心（主体）となって活動する事業 ⇒地域共生社会の実現に向けた地域づくり等、市民や地域が主体となって地域の課題解決に向け協働で取り組むことにより、地域自治の推進が期待できる。	<ul style="list-style-type: none"> • ごみ減量やりサイクル推進活動 • 子育て支援のネットワーク化事業 • 地域の防犯、防災事業、居場所 • 交通安全対策（自転車安全教室など）

協働ちょこっとコラム

<経費削減って目的の一つ？>

経費削減が目的ではありません。協働で取り組んだ結果、事業のスリム化やサービスの効率化が図られることとなり、二次的効果として生じるものと捉えられます。



(8) 協働を進めるための庁内組織・関連組織

【協働推進庁内検討会議】

協働の一層の推進を図るため、小平市協働の推進に関する指針における庁内の協働の推進に関する事項の調整及び検討を行うため、協働の指針に基づき平成24年に設置。16課で構成しています。

	所	属
1	地域振興部市民協働・男女参画推進課	9 健康福祉部地域包括ケア推進担当
2	企画政策部政策課	10 環境部環境政策課
3	総務部地域安全課	11 環境部水と緑と公園課
4	総務部防災危機管理課	12 都市開発部都市計画課
5	地域振興部産業振興課	13 教育部指導課
6	地域振興部文化スポーツ課	14 教育部地域学習支援課
7	地域振興部スポーツ振興担当	15 教育部公民館
8	子ども家庭部子育て支援課	16 教育部図書館

【地域福祉活動及び市民活動の中間支援に関する情報交換会（AKVS）】

小平市では、中間支援組織（市民活動支援センターあすぴあ（A）、公民館（K）、小平市社会福祉協議会こだいらボランティアセンター（V）、市民協働担当（S））がそれぞれ市民の活動に対し様々な支援を行っていますが、お互いの情報を共有し、連携して事業を行うことで、より専門的な知識の習得機会を提供し、地域の担い手の発掘・育成・コーディネートに取り組んでいます。

【市民協働・男女参画推進課 市民協働担当】

多様化・複雑化している市民ニーズに対応した協働事業を円滑に実施するため、市民活動団体等との調整をはじめ、庁内の連携がスムーズに図れるようコーディネートしています。また、職員や市民の意識改革を進めるための研修や講演会を実施しています。

【市民活動支援センターあすぴあ】

市民の自主的な社会貢献活動・市民活動を支援するための拠点施設として、平成22年4月1日に小平元気村おがわ東に開設しました。市民活動をしている市民、市民活動をしたいと思っている市民など、だれでも利用できる施設です。市民活動を通じて人と人との交流が活発となり、地域が活性化するための中間支援組織として、市民活動団体・NPOの育成、情報発信、交流の場の提供、相談、団体のネットワークづくりなど、様々な業務を通じて市民に寄り添った支援を行っています。

市民活動支援センターの概要	
管理運営	<p>指定管理者制度</p> <p>→効果的・効率的な管理・運営を図るとともに、開設準備の段階から市民の会議から提言のあった「市民主体の運営」の考え方を取り入れ、指定管理者制度により管理・運営を行っている。</p> <p>(指定管理者) NPO法人小平市民活動ネットワーク</p> <p>※会員構成：市民活動を推進・活性化するため、小平を楽しく活気ある街にすることを目指す団体や個人</p>
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・学習会や市民活動交流サロン、NPOフェスタなど、市民活動支援のための事業の実施 ・ボランティア・市民活動情報紙「あすぴあ通信」や市民活動団体データ集「むすぶ」の発行、その他関連情報の発信・提供 ・会議室や交流スペースの提供やパソコンや印刷機等機材の貸出 ・NPOや市民活動関係の相談「なんでも相談室」の開設 ・市民活動に関する調査の実施



【こだいら人財の森】

あすぴあでは、小平市の市民活動が一目でわかり参加できる「市民活動ポータルサイト」をあすぴあホームページに構築するとともに、“知識や経験等を市民活動に役立てたい”と思っている方（団体）と、それを必要としている団体（地域団体含む）とをつなげ、コーディネートしていく「こだいら人財の森」事業を平成31年3月より実施しています。



◆ 協働事業やってみよう<実践編>

1 協働による事業の進め方

協働で事業を進めるに当たっては、協働のパートナーと目指すべき方向は同じでも、考え方や手法、立場などの相違から協議や調整に時間がかかり、かえって事務量が増加するなどの課題があります。

しかし、その手間である、相互で課題を共有化し課題解決に向けた協議や調整などのプロセスが、協働の重要な鍵となり成果に反映されます。

そこで、協働事業をスムーズに効果的に実施するための取組手順を紹介します。

(1) 協働の可能性の検討

協働で取り組む事業の発見・掘り起こし

まずは、現行の事業について現状を把握するとともに、協働の視点から課題の洗い出し、事業の見直しを行います。その際、事業の目的や目標を明確化したうえで、市民活動団体等と協働の手法で取り組めるか、協働に適している事業か検討します。

また、新規事業についても、協働の取り組みが可能か、協働することで効果的に実施できる事業かなど、協働の視点を盛り込んで検討します。

協働事業の見極めポイント	検 討 内 容
市民ニーズに合ったきめ細やかで柔軟な公共的サービスの提供	協働することによって、市民あるいは市が単独で実施するよりも、公共的サービスの質・量・費用対効果・効率性等の向上が図れるか検討する。
協働主体の長所・特性の活用	協働することによって、お互いの長所や特性を活かし、事業の実効性の向上、より高い効果が期待できるか検討する。

【「出来ない理由」を考えるより、「どうやったら出来るか」を考えよう】

協働を持ちかけられたとき、「内容が不明確」「予算がない」「例がない」「忙しい」等、「出来ない理由」を考えるのは簡単です。まず「どうやったら出来るか」という発想で視点を変えて考えてみましょう。市民団体と行政は、発想、価値観、行動原理が違って当たり前。市の立場や仕組みを市民団体等に理解していただくことは勿論必要ですが、行政の理屈を一方的に押し付けず、互いが事業の主体者であることを常に意識していくことが大切です。

(2) 協働形態の選択

協働の取り組み形態・手法を選ぶ

協働の形態は、共催や実行委員会、委託など様々です。事業の目的や役割、内容等に応じて検討し、取り組みやすい形態を選択します。

なお、委託の場合は、協議のうえ業務内容や役割分担などの約束事を明文化し、協定や契約を取り交わします。

(3) 協働パートナーの選択

協働するパートナーを見極め選ぶ

まずは、事業に関連する分野で活躍し、協働を担える市民活動団体等を探すところから始まります。「市民活動団体データ集 むすぶ」(市民活動支援センター発行)の活用やあすびあホームページ内の「こだいら人財の森」、「市民協働担当」への相談などにより、団体に関する情報収集を行い、活動目的や実績等から共通の目的や方向性が見出せるか、実施手法の合意の可能性などを見極めることが重要です。

また、パートナーの選定方法や選定基準も明確化する必要があります。

情報収集項目	確認内容
活動目的	活動目的・活動方針・設立趣旨など
活動実績	過去数年の活動実績・協働事業に関連した活動実績など
活動状況	公益性・非営利性・自発性
財政状況	適正な経理処理が行われているか収支の健全性
運営体制	情報公開による透明性や活動計画等の自立性・将来性など

【現場に出てアンテナを張ろう】

市民活動団体等と互いの信頼関係を深めるには、「市民活動の現場に出て行く」「一緒にやってみる」のが一番です。まず現場に出て、どんな市民がどのように地域で活動しているのか、何を考え、感じているのか、アンテナを張って感じ取ってください。日頃の仕事にも、きっと新たな視点が生まれるでしょう。

(4) 協働事業の実行性の向上

企画案のブラッシュアップ

より実効性の高い効果的な協働事業を実施するため、それぞれの責任と役割を踏まえ対等な立場で、事業企画案をブラッシュアップします。ここでしっかり議論を深め、目的や手法等を再確認し共通認識を持つことで、スムーズに進行しやすくなります。

対話のポイント	上手くいく対話のコツ
考え方・手法など 違いの認識	相互の違いを認識し、把握する
	相手の言葉・慣例や慣行に合わせてみる
相互理解 情報共有	すぐにわかってもらおうとしない
	情報を出し合い、共通点を発見・発掘する
	同じ目標・目的を確認し合い、同じ方向を見る

(5) 協働事業の実施

信頼関係を構築しながら事業を展開

協働パートナーと対等な立場で協議、調整する中で目的や手法を改めて確認し、それぞれの責任と役割分担を明確化して事業を展開していきます。

また、密にコミュニケーションを図ることで信頼関係を深めるとともに、進捗状況に応じて情報を共有し、中間評価を行うことが重要です。

(6) 協働事業の振り返り・評価

次につなげるためのフィードバック

事業完了後は事業報告を行うとともに、事業の透明性の確保や市民への説明責任を果たすために、相互で事業の振り返りや評価を行います。

振り返りや評価を行いフィードバックすることは、次の協働事業に反映しステップアップするためには、必要不可欠です。

評価ポイント	振り返り内容
事業の目的・目標	事業の目的・目標を明確に設定できたか
スケジュール	スケジュールに基づいて計画的に実施できたか
効果・成果	市民サービスの向上につながる効果・成果を得ることができたか
収支決算	収支は当初の見込みどおりだったか
協働の原則	8つの基本原則に基づいて実施できたか

協働事業を円滑に行うための

相互チェックシート

➤ 協働とは？



地域課題の解決など共通の目的を実現するため、市民活動団体等と市が主体となり、対等な立場で協議し合意の上、それぞれの役割及び責任の下で、公共的なサービスの提供を協力して行うことです。

➤ 協働は何故必要なの？



近年の多様化・複雑化した市民のニーズに応えるためには、市民活動団体等と市が協働することで、公共的サービスの提供の幅を広げ、市民が主体的に地域の課題を解決する地域自治の実現を目指す必要があるからです。

➤ 協働の効果は？



市民活動団体等と市が協働で事業に取り組むことで、専門性や地域性等が高まり、きめ細かな事業の実施が期待されます。また、市民参加の機会拡大や活性化も期待できます。

相互チェックシートの使い方



- 3つの段階ごとに、事業前と事業後に双方で内容を確認してみてください

年度：

事業名：

I 事業計画段階

NO	内容	事業前	事業後
1	課題と解決手段についてお互いに情報を共有し、目標や目的を一致させましょう。		
2	役割分担は、お互いの長所が活かされるよう配慮しましょう。		
3	契約・お金・報告書のことなど、必要な事務作業についてお互いに確認しましょう。		
4	過去に同様の事業を開催している場合は、事業の検証結果を参考にしましょう。		

POINT!

■お互いの事を理解しよう！

お互いの立場や目的、考え方や特徴について、相互理解を進めます。

■お金の支払いには時間がかかる！

公金の支払いは、請求書の提出から支払いまでに数週間かかる場合があるので、余裕のあるスケジュールを組みます。



Ⅱ 事業実施段階

NO	内容	事業前	事業後
1	計画時に定めた役割分担に基づき、責任をもって取り組みましょう。		
2	お互いの「できること」を共有し、相手に任せっきりにせず取り組みましょう。		
3	困った時には相談し、お互いに助け合いましょう。		
4	定期的な打合せの機会を設け、作業の見直しや中間評価を行いましょう。		

POINT!

■相手に丸投げは絶対ダメ！

事業内容や契約形態に捉われず、お互いを補い高め合うことを意識して、事業に取り組みます。

■連絡は定期的に！

定期的な連絡や打合せは事業の質を高め、お互いの安心感にもつながります。



Ⅲ 事業終了段階

NO	内容	事業前	事業後
1	当初の目的は達成できましたか？		
2	お互いに協力し事業を進められましたか？		
3	報告書の作成など、事務作業に漏れが無いか確認しましょう。		
4	次の事業へ向け、良かった点や反省点など、次へのステップを整理しましょう。		

POINT!

■協働について

市民活動団体等と市は、立場が違っても「市民の暮らしを豊かにしたい」という最終的な目標は同じです。「協働」は、市民の暮らしを豊かにするための手段・手法のひとつです。

立場が違えば当然意見の違いも出てきたと思いますが、最終的な目標に向かい、これからもお互い良い関係を築いていくよう、お願いいたします。

小平市 地域振興部

市民協働・男女参画推進課 市民協働担当

T E L : 042-346-9809 F A X : 042-346-9575

M A I L : dd0030@city.kodaira.lg.jp

2 これからの協働の取組

市ではこれまで平成20年10月策定の指針に基づき、主に協働の基盤づくりとして、多様な市民活動団体等が、市内で活発に活動できる環境を整備する取組を推進してきました。具体的には、市民活動の推進拠点である「市民活動支援センター」の開設し、市民活動支援公募事業などの支援の充実、いきいき協働事業提案制度などによる協働事業を実施してきました。その結果、多様な市民活動団体等の活動を促進する環境整備は、一定の成果を見ています。今後は、これまでの取組の成果である基盤を活かした、協働によるまちづくりの実践を推進していく必要があります。そこで、これまでの市民活動支援公募事業やいきいき協働事業提案制度について、市の課題解決を図る取組にリニューアルいたします。

この取組により、課題解決の担い手を積極的に見出すとともに、市が抱えている課題や既存の事業について、地域の担い手と協働を行うことで、市民にとって効果的な公共サービスが提供できるものであれば、積極的に働きかけ、小平市自治基本条例（平成21年条例第27号）が目指す参加や協働を通じた地域自治のまちづくりのさらなる推進を図っていく必要があります。

（1）小平市提示型公募事業

事業の目的

市が提示した事業テーマや地域課題について、市民活動団体等から提案を受け、課題解決に向けた具体的な事業を企画・提案した市民活動団体等の事業経費の一部を市が補助することで、地域課題の解決を図るとともに、課題解決の担い手を見出すことを目的とします。

事業の概要

応募できる団体

市民活動団体、ボランティア団体、NPO、自治会等で公益的活動を行う非営利団体

応募できる事業

市内の市民活動団体等が、自ら自主的・自発的に企画し、営利を目的としない
市内で実施する単年度事業

<事業の主な要件>

- ①団体が自ら企画し、かつ実施する事業
- ②市の課題解決に寄与する事業
- ③当該事業が、国・都・市等から補助を受けていない事業

公募事業の予算

10万円を限度に補助対象経費の10分の10

事業の実施期間

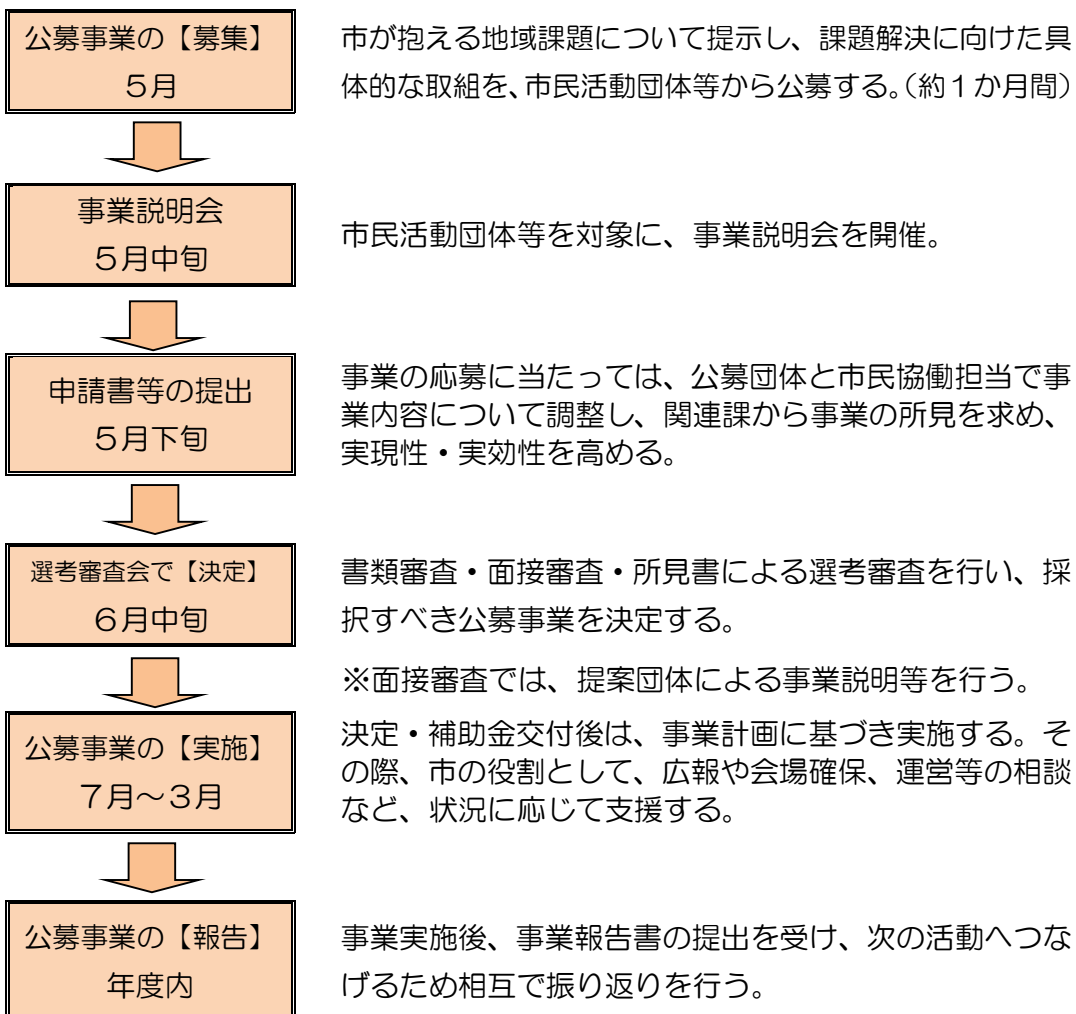
1年間の単年度（7月～3月）

事業の流れ

応募された事業は、市民協働担当との事前調整及び関連課より所見書の提出を求め、選考審査を行います。選考審査は、小平市協働事業選考審査会を設置して行い、書類審査・面接審査、関連課より所見書及び選考審査の会議を経て、採択すべき事業を決定し、補助金を交付します。

応募団体は、市民協働担当及び関連課との調整や相談を重ねながら事業を実施し、実施後に報告書の提出をします。

【募集→決定→実施→報告】



(2) 行政提案型いきいき協働事業

事業の目的

市から提示した課題や事業について、市民活動団体、NPO、自治会等からの協働による事業提案を募集し、市と協働して事業を実施することにより、市民との協働の推進を図るとともに、地域の課題解決を図ることを目的とします。

事業の概要

提案できる団体

市民活動団体、NPO、自治会等の自主的に社会貢献活動を行う非営利団体

提案できる事業

市が協働により課題解決を図りたい事業（新規事業・既存事業）

協働事業の予算

上限100万円（消費税込）

事業の実施期間

1年間の単年度（4月～3月）

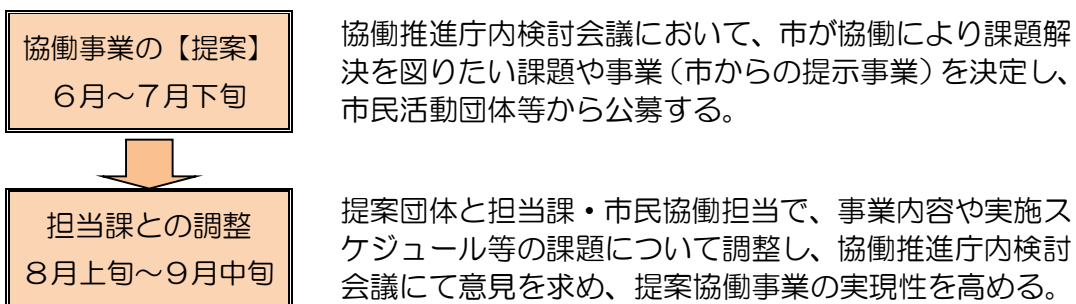
事業の流れ

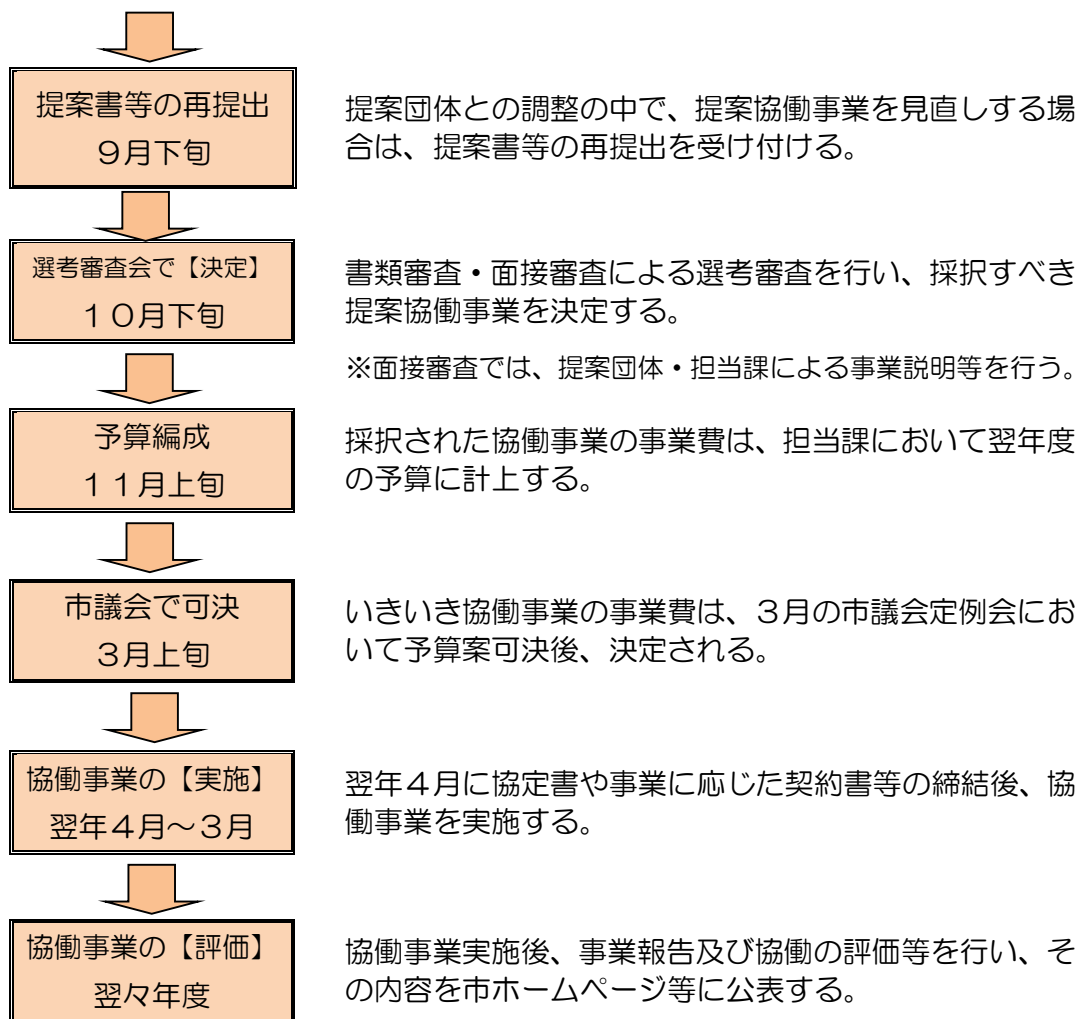
提案された協働事業は、担当課との事前調整を経て選考審査を行います。選考審査は、小平市協働事業選考審査会を設置して行い、書類審査・面接審査及び選考審査の会議を経て、採択すべき協働事業を決定します。

採択された協働事業の事業費は、担当課において翌年度の予算に計上します。

担当課及び提案団体は、翌年度に協定書・委託契約等を締結し事業を実施、その翌年度には、協働事業の評価を行います。

【提案→決定→実施→評価】





事業の評価

評価の目的

提案団体と担当課が協働の相互理解を深め、より良い協働の関係性が構築されること、事業の成果や課題を整理し、当該事業および協働事業の質を向上させることを目的として、事業実施後に評価を行っています。

評価の方法

事業の取り組む過程や成果を提案団体、担当課の事業実施当事者が自ら評価し、次に評価した結果（様式いきいき協働事業評価シート）を持ち寄り、市民協働担当も加わり相互に評価を実施します。

評価の結果

評価の結果は、担当課や市民協働担当で今後の事業の進め方や改善に役立つものとし、公表することにより、協働事業の信頼性を高めるとともに、広く市民に対して協働への取り組みを周知します。

◆参考資料

資料1 小平市協働の推進に関する指針

小平市協働の推進に関する指針

平成20年10月 制定

平成30年12月 改定

小平市（以下「市」という。）では、平成20年10月に、市が協働を進める際の姿勢や取組方を示す基本的な考え方や方向性、協働の原則を示した指針として、「小平市協働の推進に関する指針」（以下「指針」という。）を策定しました。

平成21年には、自治の基本理念等を示す小平市自治基本条例（平成21年条例第27号、以下「自治基本条例」という。）が制定され、協働の位置付けや基盤づくりについて規定されました。

今後も、自治基本条例等に基づき協働のさらなる推進を図るに当たり、この間の協働の取組を総括し、さらなるステップアップに向けて、指針の改定を行います。

1 自治基本条例における協働

自治基本条例は、前文において、目指す自治の姿として、「私たちは、市政を議会及び市長に信託するとともに、参加や協働を通じて、市民自治のまちづくりを進めます。」と述べています。

第3条においては、協働の定義を「市民等及び執行機関が、それぞれの役割及び責任の下で公共的なサービスの提供を協力して行うことをいう。」としています。

また、第12条(協働)において、「市民等及び執行機関は、地域のさまざまな課題の解決に向けて協働をすることができる。」とし、「市民等及び執行機関は、協働に当たり、対等の立場で十分に協議し、その必要な理由及び条件を明確にして合意を行うものとする。」と定めています。

第13条(協働の推進の基盤づくり)においては、「執行機関は、協働を推進するため、活動の機会及び場所の提供、人材の育成、情報の収集及び提供その他の基盤づくりに努めるものとする。」と規定しています。

2 これまでの協働の取組の総括

(1) 協働の位置付け

小平市第三次長期総合計画基本構想（平成18年3月）において、地域社会の課題に対して、今まで以上に地域の人々や行政の協働によって解決することを目指すことなどが明記され、また行財政再構築プランなど他の計画等においても、協働に関する方向性が示されました。

そのため、市が協働を進める際の姿勢や取組方を示す基本的な考え方や方向性、協働の原則を示した指針として、平成20年10月に本指針を策定しました。

平成21年12月には、自治基本条例が施行され、条例において協働の定義や、協働の推進が位置付けられました。

(2) これまでの取組

平成20年10月策定の指針に基づき、主に協働の基盤づくりとして、多様な市民活動団体等が、市内で活発に活動できる環境を整備する取組を推進してきました。

具体的には、市民活動の推進拠点である「市民活動支援センター」の開設、市民活動支援公募事業などの支援の充実、いきいき協働事業提案制度などによる協働事業の推進、職員研修や協働に関する職員向けハンドブックの作成などの職員の意識啓発、また、市における推進体制の整備として協働の推進に係る庁内委員会の設置等を行いました。

(3) 取組の成果と課題

① 成果

市民活動支援センターは、市民の自主的な社会貢献活動・市民活動を支援するための拠点施設として、市民活動団体「NPO法人 小平市民活動ネットワーク」が指定管理者となり、市民主体の運営が行われています。

市民活動支援センターの登録団体数は開設当初の61団体から、平成29年度では117団体に増加し、市民活動団体同士の交流の場、活動の場としての役割を担っています。

協働の担い手として期待される市民活動団体は、子育て分野の団体を中心に、市民活動支援公募事業やいきいき協働事業を通じて団体の認知度や信頼度が高まり、そこで培ったネットワークを活かした活動を地域で展開するなど、公共的なサービスの担い手として自立した活動を行っています。

庁内における協働推進体制については、協働に関する研修会の開催や「協働推進のためのハンドブック」の作成・配布等により、職員一人ひ

とりの意識を向上が図られ、協働の考え方が浸透してきました。

② 課題

一方で、市民活動支援公募事業による取組以上に活動が発展していないと見受けられる市民活動団体があるなど、団体の資金面等での自立の問題や、会員の固定化・高齢化などの課題が見られます。

また、現状では、いきいき協働事業が単年度事業の位置付けとなっていることから、事業の内容等によっては、協働事業として一定期間継続的に実施することが望ましい場合への対応が難しいことや、あるいは行政が協働により解決したい課題が、市民活動団体にとって必ずしも明確になっていないなど、これまでの協働を推進するための事業の枠組みや、市と市民活動団体の間での協働の取組に関するマッチングが課題となっている状況があります。

3 今後の協働の推進に向けた取組

(1) 協働の今後のあり方

今日、急激な社会環境の変化、人間関係の希薄化、少子高齢化の進行、人口減少社会への転換などにより、地域の課題や社会的課題は、今後ますます複雑化することが見込まれ、行政では、その全てに対応することが難しくなっています。

そのため、これまで以上に、市民活動団体や自治会等のコミュニティ組織、また、CSR（社会貢献活動や公益活動など企業の社会的責任）を掲げる民間事業者や地域貢献に取り組む大学等と、積極的に協働を推進していく必要があります。

平成20年10月の指針策定から10年が経過し、この間取り組んできた協働の基盤づくりとしての、多様な市民活動団体等の活動を促進する環境整備は、2(3)①のとおり一定の成果を見ています。今後は、これまでの取組の成果である基盤を活かした、協働によるまちづくりの実践を推進していく必要があります。

自治基本条例が目指す、参加や協働を通じた市民自治のまちづくりのさらなる推進のため、これまでの、いわば協働の立ち上げ期における団体支援的な取組から、地域課題等の解決のための実践的な協働を推進するための取組へとシフトすることが求められています。

(2) 取組の方向性

今後、地域の課題や問題に対して、協働の取組により効果的に対応していくためには、市は多様な担い手と連携・協働し、協働の担い手であるさまざまな団体等が、それぞれの強みを生かして、自主的・主体的にまちづ

くりを進めていくことが必要です。

地域課題等の解決のための実践的な協働の推進を目指し、以下の方向性により、今後の協働の取組を推進します。

① 協働事業の積極的な推進 **重点**

市民活動団体等が持つ豊かな発想や高い専門性、あるいは活動の柔軟性や迅速性を積極的に活かすことにより、市が抱える課題や、市が対応することが難しい地域課題の解決が図られることが期待されます。

実践的な協働によるまちづくりを推進していくために、地域の課題点を具体化・明確化した上で、市と市民活動団体等が、協働で課題の解決に取り組むためのマッチング、また、協働を担った団体が、継続的・自立的に地域課題に関わっていけるような仕組みづくりを進めていきます。

② 市民が市民活動を支える仕組みづくりの支援

市民活動団体は、地域の課題や社会的な課題に対して、自主的・先駆的・機動的に取組を進める主体であり、それぞれの自発的な公益活動に加えて、行政との協働事業の重要な担い手です。

今後とも市民活動支援センターを通して、市民や市民活動団体同士の交流の場・活動の場等の支援を行い、市民活動団体同士がつながることや、市民活動団体と地域がつながることで、多様な担い手が地域の課題に取り組むきっかけづくりや、市民が市民活動に触れる機会を増やし、市民活動全体を活性化する取組を側面支援していきます。

また、地域課題の解決に取り組むためには、市民の活動を支えるための財政的な基盤の確立が必要です。協働の原則である「自主・自立の尊重」を踏まえ、市民ファンドやファンドレイジング（資金調達）等の検討や、社会性（公益性）と事業性（経済性）の両立を図ることを特徴としたコミュニティビジネスとの連携など、市民自身が市民活動を支える環境づくりを、市民活動支援センターを中心に検討していきます。

③ 関係機関等との連携による環境整備

協働によるまちづくりを推進するため、関係機関等と連携・協力しながら、市を挙げて、市民がまちづくり活動を行うための環境整備に取り組めます。

具体的には、市民活動団体等の中間支援組織として位置づけられる、市民活動支援センター・公民館・小平市社会福祉協議会こだいらボランティアセンター等が適宜役割分担をしながら、お互いの情報を共有し、連携して事業を行うことで、市民に対する専門的な知識の習得機会の提供や、地域の担い手の発掘・育成に取り組めます。

また、職員が、協働の意義や必要性等を十分に理解し、積極的に協働を推進できるよう、引き続き、市職員・市民団体等双方の参加による研修会など、より実践に即した研修の充実を図ります。

④ 多様な担い手との連携・協働の推進

市民にとって身近な地縁組織である自治会・町会は、地域課題解決のための活動の担い手としても重要な役割を担っています。自治会に対するさまざまな助成制度を周知することなどにより、自治会・町会への加入促進を側面支援するとともに、地域における安全・安心に関する取組や、美化活動、見守り活動などについて、自治会・町会との協働の取組を進めていきます。

民間事業者に対しては、地域づくりや地域課題の解決に積極的に携わっていただく仕組みとして、市民活動に対する資金的支援や人的支援、あるいは事業者が持つ専門的技術や情報、ノウハウの提供等の支援活動を促していきます。

大学等に対しては、その専門的知識や技術を幅広くまちづくりに活かすことができる仕組みづくりを進めていくとともに、学生が地域に積極的に飛び出していき、地域と大学が一体となって、地域の課題解決に取り組みながら、人材を育成していく環境整備を推進します。

協働の取組経過

年 度	取 組 内 容
平成16年度	小平市民活動支援センターの準備室設置
平成18年度	小平市市民活動支援公募事業実施
平成20年度	小平市協働の推進に関する指針制定
平成20年度	協働に関する職員向け研修開催（毎年度1回）
平成21年度	小平市自治基本条例制定
平成22年度	小平市民活動支援センター あすぴあ開設
平成22年度	小平市いきいき協働事業実施
平成22年度	市民向け協働に関する講演会開催（毎年度1回）
平成25年度	職員向けの協働に関するハンドブック作成
平成26年度	協働事業のフォローアップ支援事業実施
平成27年度	市民活動&協働はじめてBOOK「たねを育てよう」作成

協働の政策的位置付け

時 期	計画・条例等	内 容（目標・方針）
平成18年3月	小平市第三次 長期総合基本計画	第1節 地域社会「参加と協働」 地域社会における新たな関係を目指し、公益的な市民活動を中心に、NPO等と行政の新たな協働を推進する。
平成20年10月	小平市協働の 推進に関する指針	協働の基本的な考え方や協働の推進へ向けた取組方などを示している。
平成21年12月	小平市自治基本条例	第12条「協働」 自治の基本理念及びその実現に基づき、市民等と市が協働に取り組むことを規定。 第13条「協働の推進の基盤づくり」 協働推進に係る市が果たす役割を規定。
平成23年3月	小平市第2次 行財政再構築プラン	方針Ⅰ「地域協働の推進」 地域協働をさらに推進するため、市民活動団体の支援、協働事業の着実な推進、庁内の協働推進体制の充実など、具体的な取組を体系付けている。
平成25年4月	中期的な施策の 取組方針・ 実行プログラム	小項目「地域活動・参加と協働」 重点的推進テーマ「協働のさらなる推進」 協働の基盤づくりの整備、職員の意識改革・人材育成等についての具体的な方針を示している。
平成29年3月	小平市第3次 行財政再構築プラン	方針Ⅰ「地域協働の推進」 協働事業の更なる推進として、協働推進体制の充実、協働事業の推進（ボランティア活動の推進）、地域コミュニティの推進、地域と学校の連携・協働の推進、アダプト制度の推進など、これまで構築してきた協働の基盤を活用し、協働事業の更なる推進を図るとしている。

具体的な協働の取組内容

事業名（内容）	事業効果
<p>小平市民活動支援公募事業 （市民活動団体等が自ら企画実施する公益的な事業の経費の一部を市が補助する）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政の手の届かない部分を補完するサービスの提供 ・事業を通じて、市民活動の幅や経験を積むことができる ・団体の認知度が上がり、団体が育つ起爆剤となる ・立ち上げ間もない団体の支援・育成
<p>小平市民活動支援センターの開設 （市民の自主的な社会貢献活動・市民活動を支援するための拠点施設として平成22年4月に開設）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学習会や市民活動交流サロン、NPOフェスタなど、市民活動支援のための事業の実施 ・ボランティア・市民活動情報紙「あすぴあ通信」や市民活動団体データ集「むすぶ」の発行、その他関連情報の発信・提供 ・会議室や交流スペースの提供やパソコンや印刷機等機材の貸出 ・NPOや市民活動関係の相談「なんでも相談室」の開設 ・市民活動に関する調査の実施
<p>いきいき協働事業提案制度 （市民活動団体やNPO等から協働による事業の提案を公募し、市民との協働の推進を図る）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業についてお互いに協議し一緒に進めることで、互いの信頼関係が構築できる ・公共的なサービスの担い手としての自立と自覚を団体に促すことができる ・事業の考え方や進め方の違いに気付き、職員に日ごろの業務の意識改革を促すことができる ・課題解決の手段として協働を認識することができる
<p>協働に関する啓発</p> <p>【職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協働に関する職員向け研修の開催 ・職員向けの協働に関するハンドブック作成 <p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民向け協働に関する講演会開催 ・市民活動&協働はじめてBOOK「たねを育てよう」作成 	<p>【職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協働に対する職員の意識改革及び理解促進を図り、職員一人ひとりが協働の視点を日々の業務に取り入れることで、市民や市民団体等とともに地域力を高めていくことを目指す <p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民が市民活動を行うきっかけを促す

資料2 小平市自治基本条例

○小平市自治基本条例

平成21年
条例第27号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 市民等（第4条—第9条）
- 第3章 参加及び協働（第10条—第13条）
- 第4章 市民投票制度（第14条）
- 第5章 コミュニティ活動（第15条・第16条）
- 第6章 議会（第17条—第19条）
- 第7章 市長等（第20条—第22条）
- 第8章 行財政運営（第23条—第32条）
- 第9章 国、都等との関係（第33条—第36条）
- 第10章 条例の位置付け及び見直し（第37条・第38条）
- 第11章 補則（第39条）

附則

私たちのまち「こだいら」は、武蔵野台地のほぼ中央に在り、江戸時代に玉川上水の開通による新田開発によって開け、水と緑豊かなまちになりました。今も玉川上水と野火止用水に囲まれ、武蔵野の自然に恵まれた住宅都市であり、多くの大学を有する学園都市でもあります。

私たちは、先人が開き、長年培ってきたこのまちの水と緑豊かな環境や文化を守り、持続可能なまちをつくり、次世代へ手渡したいと願います。

私たちは、互いの人権を尊重し、違いを認め合い、いのちを大切に作る心をはぐくみ、平和の実現に尽くします。

私たちは、暮らしと仕事と学びそして文化の調和のとれた豊かな地域社会を築き、住むことが誇りに思えるまち「こだいら」を目指します。

そのために私たちは、市政を議会及び市長に信託するとともに、参加や協働を通じて、市民自治のまちづくりを進めます。

今ここに私たちは、小平市の自治の基本理念と進め方を明らかにする規範として、この条例を定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、小平市の自治の基本理念並びに市民、議会、市長等の在り方及び市政に関する基本的な事項を定めることにより、自治の実現を図ることを目的とする。

(自治の基本理念及びその実現)

第2条 市民は、市政を議会及び市長に信託するとともに、互いに協力して積極的にまちづくりに取り組むものとする。

2 議会及び市長は、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に市政を運営するものとする。

3 市民、議会、市長等は、情報共有、参加及び協働を基本的な指針として前2項に掲げる自治の基本理念を実現するものとする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 小平市の区域内（以下「市内」という。）に住所を有する個人をいう。
- (2) 市民等 市民並びに市内で働き、学び、又は活動する個人（市民を除く。）及び市内で活動する法人その他の団体をいう。
- (3) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (4) 市 議会及び執行機関をいう。
- (5) 参加 市政の計画、実施及び評価のそれぞれの過程において、執行機関に対し積極的に意見等を表明することをいう。
- (6) 協働 市民等及び執行機関が、それぞれの役割及び責任の下で公共的なサービスの提供を協力して行うことをいう。
- (7) まちづくり活動 自治活動、ボランティア活動その他の地域社会の維持及び向上に役立つ活動をいう。

第2章 市民等

(行政サービスを受ける権利及び負担の義務)

第4条 市民及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体は、法令又は条例の定めるところにより、行政サービスを受ける権利を有し、及び市政の運営に要する費用

を租税等により負担する義務を負う。

(市政に参加をする権利)

第5条 市民及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体は、市政に参加をする権利を有する。

2 市民等(前項に掲げる者を除く。)は、同項に掲げる者に準じ、市政に参加をすることができる。

(知る権利)

第6条 市民等は、市政に関する情報を知る権利を有する。

(まちづくり活動の自由)

第7条 市民等は、まちづくり活動を自由に行うことができる。

2 市民等は、まちづくり活動を行うに当たり、互いの意見及び行動を尊重するものとする。

(男女共同参画社会の形成の推進)

第8条 市民等及び市は、男女平等を基本とする男女共同参画社会の形成を推進するものとする。

(法人等の社会的責任)

第9条 市内で活動する法人その他の団体は、業務の適正かつ適切な遂行、地域社会との調和、環境への配慮その他の社会的責任を十分に自覚し、その立場において当該責任を果たすよう努めなければならない。

第3章 参加及び協働

(参加の機会の保障)

第10条 執行機関は、次に掲げる事項を行う場合は、参加をする機会を保障するものとする。

- (1) 長期総合計画又は個別分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- (2) 義務を課し、又は権利を制限する内容を有する条例の制定又は改廃に係る案の作成
- (3) 市民生活に重大な影響を及ぼす施策又は制度の導入又は改廃
- (4) 重要な市の施設の設置又は廃止
- (5) 前各号に準ずる事項であって別に定めるもの

2 前項各号に掲げる事項のうち、内容が軽微なもの、緊急を要するもの、法令に基づく事項で市の裁量の余地がないもの、租税に関するもの等については、同項の規定は、適

用しない。

3 執行機関は、第1項各号に掲げる事項について、審議会等の委員の公募、公聴会の開催、意見の公募、提案の受付その他の適当な方法により、参加をする機会を保障するものとする。

4 執行機関は、意見の公募又は提案の受付により聴取した意見等について、十分に考慮し、誠実に処理するものとする。

(参加における配慮)

第11条 執行機関は、高齢者、障害者及び子どもをはじめ市民のだれもが、それぞれの立場に応じて容易に市政に参加をすることができるよう工夫し、及び配慮するものとする。

(協働)

第12条 市民等及び執行機関は、地域の様々な課題の解決に向けて協働をすることができる。

2 市民等及び執行機関は、協働に当たり、対等の立場で十分に協議し、その必要な理由及び条件を明確にして合意を行うものとする。

(協働の推進の基盤づくり)

第13条 執行機関は、協働を推進するため、活動の機会及び場所の提供、人材の育成、情報の収集及び提供その他の基盤づくりに努めるものとする。

第4章 市民投票制度

第14条 市は、市政に関する重要な事項について、市民、議会又は市長の発意に基づき、市民の意思を直接確認するため、市民による投票（以下「市民投票」という。）を実施することができる。

2 市は、市民投票が実施された場合は、その結果を尊重しなければならない。

第5章 コミュニティ活動

(コミュニティ活動)

第15条 市民等は、市内のそれぞれの地域において住みよい地域社会を築くことを目的として、当該地域を基盤とする、又は当該目的のために活動する組織又は集団によるまちづくり活動（以下「コミュニティ活動」という。）を行うことができる。

(コミュニティ活動への支援)

第16条 市は、コミュニティ活動の役割及び自主性を尊重し、必要な支援を行うものとする。

第6章 議会

(議会運営の基本原則)

第17条 議会は、市の議事機関として、市民に開かれ、市民に分かりやすい、及び市民から信頼されるよう、議会を運営することを基本とする。

(議会の責務)

第18条 議会は、小平市にふさわしい条例の制定等に努めるとともに、市政が適正に運営されているかについて、市民の視点で監視し、及びけん制する役割に努めるものとする。

2 議会は、議決等を行うに当たり、十分な審議に努めるものとする。

3 議会は、会議の公開及び情報の提供を行うことにより、市民と情報の共有を図り、市民に説明責任を果たすよう努めるものとする。

(議員の責務)

第19条 議員は、公職者としての責任を自覚し、その職務を果たすよう努めるものとする。

2 議員は、市民の意思に配慮した政策の提言及び立案に努めるものとする。

第7章 市長等

(市長の責務)

第20条 市長は、公職者としての責任を自覚し、公正かつ誠実に市政を運営し、市民本位の市政を推進しなければならない。

2 市長は、市政の総合的かつ計画的な方針を示し、市政を運営しなければならない。

(市長以外の執行機関の責務)

第21条 市長以外の執行機関は、市長の所轄の下に、互いに連絡を図り、すべて一体として、市民本位の市政を推進しなければならない。

(職員の責務)

第22条 職員は、市民のために公正かつ誠実に職務を遂行し、市民の信頼にこたえ、市民本位の市政を推進しなければならない。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識の習得及び能力の向上に努めなければならない。

第8章 行財政運営

(行財政運営の基本原則)

第23条 市は、市民の福祉の増進を図るため、市民の意思を的確にとらえ、民主的かつ効率的に行財政を運営することを基本とする。

(長期総合計画)

第24条 市は、小平市の将来像を示す長期総合計画を定め、これに即して総合的かつ計画的に市政を運営しなければならない。

(組織及び人事)

第25条 市は、効率的かつ機能的で社会情勢の変化等に柔軟に対応することができる内部組織を編成するものとする。

2 市は、その内部組織が政策の企画立案及び実施に当たり、先見性及び創造性を発揮できるように、職員の採用及び能力の向上に取り組むものとする。

(情報共有)

第26条 市は、その保有する市政に関する情報を市民等と共有することができるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

2 市は、その保有する市政に関する情報を積極的に、分かりやすく、かつ、入手しやすい方法で市民等に提供するよう努めるものとする。

3 市は、その保有する市政に関する情報について公開請求を受けたときは、適正かつ迅速に処理しなければならない。

(個人情報の保護)

第27条 市は、個人の権利利益を保護するため、その保有する個人に関する情報を適正に管理しなければならない。

2 市は、その保有する個人に関する情報について開示その他適正な措置を請求する権利を保障するため、必要な措置を講じなければならない。

(苦情及び要望への対応)

第28条 執行機関は、市政に関する苦情及び要望について、総合的な窓口を設け、公正かつ迅速に対応するものとする。

2 執行機関は、市政に関する苦情及び要望への対応のために必要があると認める場合は、市以外の者により組織された機関を設置するものとする。

3 執行機関は、市政に関する苦情及び要望を十分に分析し、市政に活用するものとする。

(評価及び検証)

第29条 執行機関は、効率的かつ効果的に市政を運営するため、その取組を評価し、及び検証し、その結果を公表するものとする。

2 執行機関は、前項に規定する評価及び検証に当たり、執行機関以外の者の意見を取り

入れ、その客観性及び透明性の確保に努めるものとする。

(行政手続)

第30条 執行機関は、市政の運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民等の権利利益を保護するため、処分、届出及び行政指導に関する手続を適正に行わなければならない。

(政策法務)

第31条 執行機関は、地域の実情に合わせた政策の企画立案及び実施のため、政策法務能力の向上に努めるものとする。

2 市は、条例及び規則を体系的に、かつ、分かりやすく整備するものとする。

(財政運営)

第32条 市は、その財政状況を総合的に把握し、最少の経費で最大の効果を挙げるよう健全な財政運営に努めるものとする。

2 市長は、健全な財政運営のため、中期及び長期の財政計画を定めるものとする。

3 市長は、長期総合計画、財政計画等に即して予算を調製するものとする。

4 執行機関は、健全な財政運営のため、事務及び事業の見直しに不断に取り組みなければならない。

5 執行機関は、租税の公正な賦課及び効率的な徴収、新しい財源の創出、公有財産の活用及びその見直し等を行い、財源の基盤の強化に努めるものとする。

6 執行機関は、市の財政状況（市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人、市が加入している一部事務組合等の財政状況のうち市に係る部分を含む。）を分かりやすく公表するものとする。

第9章 国、都等との関係

(国及び都との関係)

第33条 市は、国及び東京都と適切な関係を保ち、基礎自治体としての充実及び発展を図るために必要な制度、政策等の改善について両者と協力して行うよう努めるものとする。

(他の地方公共団体との関係)

第34条 市は、共通する課題を解決するため、他の地方公共団体と互いに連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(災害等に対する連携及び協力)

第35条 市は、市民等の生命、身体又は財産を災害等から守るため、災害等の防止及び発

生時の対応に関し、市民等、関係行政機関、事業所等と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

（国際的な関係）

第36条 市は、人類が共通して直面する環境問題その他の国際的な課題が地域の課題と深くかかわっていることを認識し、国際社会の一員としてその解決に取り組むよう努めるものとする。

第10章 条例の位置付け及び見直し

（条例の位置付け）

第37条 この条例は、小平市の自治の基本理念と進め方を定めるものであり、他の条例、規則等の制定又は改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図るものとする。

（条例の見直し）

第38条 市は、社会情勢の変化等に対応するため、適切にこの条例を見直すものとする。

第11章 補則

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成21年12月22日・平成21年条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料3 協働や連携の取組一覧（平成30年度）

※ここでは、各課で取り組んでいる協働・連携事業を広くお知らせし、参考としていただくため、協働事業をあえて幅広く捉えて掲載しております。

	課名	事業名称	協働相手(団体名)	協働形態
1	公共施設マネジメント課	(仮称)公共施設マネジメントに関わる官学共同プロジェクト	武蔵野美術大学造形学部建築学科鈴木明スタジオ	協力
2	総務課	各種善行事業	一般社団法人 日本善行会 小平支部	協力
3	防災危機管理課	避難所管理運営マニュアルの作成	避難所開設準備委員会	実行委員会
4	防災危機管理課・地域安全課	自主防災組織等の支援・育成事業	自主防災組織	協力
5	地域安全課	小平防犯協会との協力・連携事業	小平防犯協会	共催
6	市民課	消費生活展事業	消費者団体連絡会	共催
7	市民協働・男女参画推進課	男女共同参画推進事業	男女共同参画推進実行委員会	実行委員会
8	市民協働・男女参画推進課	男女共同参画推進事業	マザーズハローワーク	共催
9	市民協働・男女参画推進課	男女共同参画推進事業	男女共同参画週間実行委員会	実行委員会
10	市民協働・男女参画推進課	男女共同参画推進事業	人権講座実行委員会	実行委員会
11	市民協働・男女参画推進課	男女共同参画推進事業	津田塾大学 武蔵野美術大学 文化学園大学	協力
12	市民協働・男女参画推進課	男女共同参画推進事業	市内中学校	協力
13	市民協働・男女参画推進課	女性相談事業	NPO日本キャリア・コンサルタント協会	委託
14	市民協働・男女参画推進課	市民まつり事業	市民まつり実行委員会	実行委員会
15	市民協働・男女参画推進課	市民憲章推進事業	市民憲章推進協議会	協議会

	課名	事業名称	協働相手(団体名)	協働形態
16	市民協働・男女 参画推進課	地域自治推進事業	地域連絡会	協力
17	市民協働・男女 参画推進課	大学連携推進事業	小平市大学連携協議会 (こだいらブルーベリーリーグ)	協議会
18	市民協働・男女 参画推進課	まちで楽しむ	嘉悦大学・武蔵野美術大学・津 田塾大学・白梅学園大学・文化 学園大学・一橋大学	実行委員会
19	市民協働・男女 参画推進課	小平市民活動支援公募事業 (学生団体コース)	事業採択された学生団体等	協力
20	市民協働・男女 参画推進課	市民活動の裾野の拡大事業 (地域デビューパーティー)	地域デビューパーティー実行委 員会	実行委員会
21	市民協働・男女 参画推進課	小平市のこれからの協働について考える	市民活動支援センターあすぴあ	共催
22	産業振興課	産業まつり	小平市産業まつり実行委員会	協力
23	産業振興課	農業振興事業(JA関連)	JA東京むさし	協力
24	産業振興課	小平市観光農業協会の運営	小平市観光農業協会	協議会
25	産業振興課	小平市農業経営者クラブの運営	小平市農業経営者クラブ	協議会
26	産業振興課	小平市グリーンロード推進協議会への補助金交 付事業	小平市グリーンロード推進協議 会	協議会
27	産業振興課	ハナテン春の花まつり	小平市グリーンロード推進協議 会、ハナテンふれあいロード	共催
28	産業振興課	花と緑のこだいらガーデニングコンテスト	小平市グリーンロード推進協議 会、小平市園芸組合	共催
29	産業振興課	小平グリーンロード 灯りまつり	小平グリーンロード灯りまつり実 行委員会	協議会
30	産業振興課	晩秋の小平グリーンロードウォークと収穫祭	小平市グリーンロード推進協議 会、西武鉄道株式会社	共催

	課名	事業名称	協働相手(団体名)	協働形態
31	産業振興課	斎藤素巖ブロンズ像メンテナンス事業	武蔵野美術大学	共催
32	産業振興課	技能功労者表彰事業	職業能力開発総合大学校	委託
33	産業振興課	チャレンジ企業応援事業	職業能力開発総合大学校	委託
34	産業振興課	ブルーベリーまつり及びブルーベリーワインまつり	小平ブルーベリー協議会	協力
35	産業振興課	こだいら観光まちづくり協会への補助金交付事業	こだいら観光まちづくり協会	協力
36	産業振興課	商工業振興事業(商工会関連)	小平商工会	協力
37	文化スポーツ課	小平市体育協会実施事業	一般社団法人小平市体育協会	協力
38	文化スポーツ課	スポーツボランティア登録制度	スポーツボランティア	協力
39	文化スポーツ課	東京2020オリンピック・パラリンピックを感じるスタンプラリーめぐりん小平	こだいら観光まちづくり協会	委託
40	文化スポーツ課	東京2020オリンピック・パラリンピックの気運醸成	東京2020オリンピック・パラリンピック小平市民プロジェクト	協力
41	文化スポーツ課	平櫛田中彫刻美術館管理運営事業(春・秋のお茶会)	小平茶道華道友の会	協力
42	文化スポーツ課	平櫛田中彫刻美術館管理運営事業	美術館ボランティア	協力
43	文化スポーツ課	木彫ワークショップ	武蔵野美術大学彫刻学科研究室	共催
			小平市文化振興財団	共催
44	文化スポーツ課	展覧会「でんちゅうストラット」	武蔵野美術大学彫刻学科研究室	共催
			小平市文化振興財団	共催
45	文化スポーツ課	平櫛田中彫刻美術館管理運営事業(ナイトミュージアム)	日本鳴く虫保存会	協力

	課名	事業名称	協働相手(団体名)	協働形態
46	文化スポーツ課	平櫛田中彫刻美術館管理運営事業(菊展示)	小平愛菊会	協力
47	文化スポーツ課	平櫛田中彫刻美術館管理運営事業(糸あやつり人形一糸座公演)	糸あやつり人形一糸座	共催
48	文化スポーツ課	平櫛田中彫刻美術館管理運営事業(ルネこだいら出前コンサート)	小平市文化振興財団	共催
49	高齢者支援課	小平市高齢クラブ運営支援事業	単位高齢クラブ	協力
50	高齢者支援課	小平市高齢クラブ連合会運営支援事業	小平市高齢クラブ連合会	共催
51	高齢者支援課	高齢者福祉大会	小平市社会福祉協議会	共催
52	障がい者支援課	障がい児療育支援等事業	白梅学園大学地域交流研究センター	委託
53	障がい者支援課	ペアレントプログラム及びペアレントメンター事業	NPO法人こども未来ラボ	委託
54	障がい者支援課	小平市障がい者運動会	小平市障がい者運動会実行委員会	実行委員会
55	環境政策課	環境ポスターコンクール	武蔵野美術大学教授 陣内利博 他生徒2名	委託
56	環境政策課	狂犬病予防注射済票等交付事業	契約獣医師	委託
57	環境政策課	狂犬病予防定期集合注射(病院会場・屋外会場)	獣医師会	委託
58	環境政策課	環境配慮事業者連絡会	白梅学園大学 武蔵野美術大学	連絡会
59	環境政策課	小平らしい生き物の調査事業(いきいき協働事業)	特定非営利活動法人NPO birth	委託
60	環境政策課	出前授業	工学院大学 中島研究室	協力

	課名	事業名称	協働相手(団体名)	協働形態
61	環境政策課	市民版環境配慮指針の普及・啓発事業支援事業	エコダイラネットワーク	協力
62	環境政策課	打ち水イベント	大塚製薬株式会社	協力
63	環境政策課	打ち水イベント	東京ガス株式会社	協力
64	環境政策課	環境フェスティバル	東京ガス株式会社	協力
65	環境政策課	喫煙マナーアップキャンペーン	市内各駅周辺自治会	協力
			嘉悦大学 津田塾大学 白梅学園大学 武蔵野美術大学 職業能力開発総合大学校 国土交通大学校	協力
66	資源循環課	不法投棄監視ウィーク、マイバッグキャンペーン、イベント参加	小平市廃棄物減量等推進員	協力
67	水と緑と公園課	ホテルのタベ	小平ほたる会	共催
68	水と緑と公園課	花いっぱい活動	小平市緑と花いっぱい運動の会	協力
69	水と緑と公園課	雑木林保全活動	NPO法人東京どんぐり自然学校	共催
70	水と緑と公園課	こだいらグリーンフェスティバル	こだいらグリーンフェスティバル運営委員会	共催
71	水と緑と公園課	こだいら花いっぱいプロジェクト	こだいら花いっぱいプロジェクト公園・道路等ボランティア	協力
72	水と緑と公園課	こだいら花いっぱいプロジェクト	小平市緑と花いっぱい運動の会	協力
73	水と緑と公園課	こだいら花いっぱいプロジェクト	西武鉄道株式会社	協力
74	水と緑と公園課	用水路沼さらい事業	自治会	協力
75	水と緑と公園課	用水路沼さらい事業	東京むさし農業協同組合	協力

	課名	事業名称	協働相手(団体名)	協働形態
76	水と緑と公園課	小平市公園等アダプト制度	森林を楽しむ会	協力
77	水と緑と公園課	小平市公園等アダプト制度	特定非営利活動法人 ぶるーべりー愛犬ふぁみりー協会	協力
78	水と緑と公園課	小平市公園等アダプト制度	社会福祉法人 健生会 よつぎ第三保育園	協力
79	水と緑と公園課	小平市公園等アダプト制度	アジサイ公園ピオトープ	協力
80	水と緑と公園課	小平市公園等アダプト制度	上水くぬ木会	協力
81	水と緑と公園課	小平市公園等アダプト制度	山王住宅自治会	協力
82	水と緑と公園課・道路課	小平市公園・道路等ボランティア事業	個人、自治会等	協力
83	下水道課	北多摩TOKYOカードラリー	東京都商工会連合会 多摩観光推進協議会	協力
84	下水道課	特別展示会(マンホール蓋写真展-春から夏の花)	NPO法人日本下水文化研究会	協力
85	下水道課	特別展示会(マンホール蓋写真展-日本の名所)	NPO法人日本下水文化研究会	協力
86	下水道課	特別展示会(マンホール蓋写真展-冬の花)	NPO法人日本下水文化研究会	協力
87	下水道課	特別展示会(トイレグッズコレクション写真展)	NPO法人日本下水文化研究会	協力
88	下水道課	特別展示会(ゲリラ豪雨の雲の写真展)	写真家 瀬戸 豊彦さん	協力
89	下水道課	特別展示会(神秘的で美しい下水道写真展)	写真家 白汚 零さん	協力
90	下水道課	特別展示会(小平の用水路写真展)	こだいら水と緑の会	協力

	課名	事業名称	協働相手(団体名)	協働形態
91	下水道課	特別展示会(長寿命化対策工事パネル展)	東京都都市づくり公社	協力
92	下水道課	特別展示会(災害用マンホールトイレパネル展)	日之出水道機器(株)	協力
93	下水道課	学習講座(夏休み)	管路管理総合研究所	協力
94	下水道課	講話会(マンホール蓋写真展-春から夏の花)	NPO法人日本下水文化研究会	協力
95	下水道課	講話会(マンホール蓋写真展-日本の名所)	NPO法人日本下水文化研究会	協力
96	下水道課	講話会(マンホール蓋写真展-冬の花)	NPO法人日本下水文化研究会	協力
97	下水道課	講話会(ゲリラ豪雨の雲の写真展)	写真家 瀬戸 豊彦さん	協力
98	下水道課	講話会(小平の用水路写真展)	こだいら水と緑の会	協力
99	下水道課	出前講座	イオンモール	協力
100	下水道課	下水道の日記念イベント	小平市上下水道工事店会	協力
101	下水道課	下水道の日記念イベント	(株)スワレント	協力
102	下水道課	下水道の日記念イベント	日之出水道機器(株)	協力
103	下水道課	下水道の日記念イベント	国立大学法人 東京学芸大学 環境教育研究センター	協力
104	下水道課	下水道の日記念イベント	東京都水道局	協力
105	下水道課	下水道の日記念イベント	東京都下水道局 流域下水道本部技術部	協力

	課名	事業名称	協働相手(団体名)	協働形態
106	下水道課	下水道の日記念イベント	公益社団法人 東京都都市づくり公社	協力
107	都市計画課	景観まちづくりセミナー	武蔵野美術大学 (齋藤啓子教授・視覚伝達デザイン学科研究室)	協力
108	公共交通課	コミュニティタクシー運行事業	小平市コミュニティタクシーを考える会、小平南東部地域コミュニティタクシーを考える会、小平南西部地域コミュニティタクシーを考える会	協議会
109	公共交通課	コミュニティバス運行事業	にじバス協議会	協議会
110	地域整備支援課	小川駅西口地区再開発事業	小川駅西口地区市街地再開発準備組合	協力
111	地域整備支援課	小平駅北口地区再開発事業	小平駅北口地区市街地再開発準備組合	協力
112	地域整備支援課	小川四番土地区画整理事業	小平市小川四番土地区画整理組合	協力
113	道路課	小平市違反広告物除去活動員制度	クリーン小川、津田学園台自治会有志の会	協力
114	交通対策課	交通安全啓発等事業	小平市交通安全協会	共催
115	指導課	学校経営協力者事業	学校経営協力者	協力
116	指導課	コミュニティ・スクール推進事業	学校経営協議会	協議会
117	地域学習支援課	小平地域教育サポート・ネット事業	学校支援ボランティア	協力
118	地域学習支援課	放課後子ども教室推進事業	こだいら放課後子ども教室実行委員会 こだいら中学校放課後学習教室実行委員会	委託
119	地域学習支援課	青少年対策地区委員会育成事業	青少年対策地区委員会	協力
120	地域学習支援課	PTA活動事業	小平市立小学校PTA連合会 小平市立中学校PTA連合会	協力

開催行事は基本的に「共催」扱い

	課名	事業名称	協働相手(団体名)	協働形態	
121	地域学習支援課	青少年健全育成団体支援事業(子ども会の活動支援)	小平市子ども会育成者連絡協議会	協力	開催行事は基本的に「共催」扱い
122	地域学習支援課	子どもの権利条約普及推進事業	子どもの権利条約普及推進事業企画委員会	実行委員会	
123	地域学習支援課	成人式事業	成人式実行委員会	実行委員会	
124	地域学習支援課	中学校生徒意見発表会	中学校生徒意見発表会運営委員会	協議会	
125	地域学習支援課	青少年音楽祭	小平青少年吹奏楽団	協力	
126	地域学習支援課	よさこいスクールダンスフェスティバル事業	小平よさこいの会、小平よさこい大学生実行委員会	実行委員会	
127	地域学習支援課	多摩六都 ヤング・ダンスフェスティバル事業	高校生代表者会議	実行委員会	
128	公民館	中央公民館事業企画委員会	事業企画委員会	協力	
129	公民館	小川公民館事業企画委員会	事業企画委員会	協力	
130	公民館	花小金井北公民館事業企画委員会	事業企画委員会	協力	
131	公民館	上宿公民館事業企画委員会	事業企画委員会	協力	
132	公民館	上水南公民館事業企画委員会	事業企画委員会	協力	
133	公民館	小川西町公民館事業企画委員会	事業企画委員会	協力	
134	公民館	花小金井南公民館事業企画委員会	事業企画委員会	協力	
135	公民館	仲町公民館事業企画委員会	事業企画委員会	協力	

	課名	事業名称	協働相手(団体名)	協働形態
136	公民館	津田公民館事業企画委員会	事業企画委員会	協力
137	公民館	大沼公民館事業企画委員会	事業企画委員会	協力
138	公民館	鈴木公民館事業企画委員会	事業企画委員会	協力
139	公民館	けやき青年教室	ボランティア、市民活動団体、武蔵野美術大学視覚伝達デザイン学科環境デザインⅡ(齋藤先生)等	協力
140	公民館	国際理解講座(学校連携編)	小学校	協力
141	公民館	パソコン等講座	小平IT推進市民グループ、NPO法人小平市シニアネットクラブ	協力
142	公民館	土曜子ども広場「友・遊」	市民活動団体、公民館利用団体、ボランティア等	協力
143	公民館	ジュニア大学	武蔵野美術大学芸術文化学科	共催
144	公民館	みんなで作る音楽祭in小平	みんなで作る音楽祭in小平実行委員会	共催
145	公民館	小平市公民館九館会まつり	小平市公民館九館会まつり実行委員会	共催
146	公民館	小川公民館まつり	小川公民館利用者懇談会	共催
147	公民館	花小金井北公民館まつり	花小金井北公民館利用者懇談会	共催
148	公民館	上宿公民館まつり	上宿公民館利用者懇談会	共催
149	公民館	上水南公民館まつり	上水南公民館友の会	共催
150	公民館	小川西町公民館まつり	小川西町公民館友の会	共催

	課名	事業名称	協働相手(団体名)	協働形態
151	公民館	花小金井南公民館まつり	花小金井南公民館まつり実行委員会	共催
152	公民館	津田公民館まつり	津田公民館まつり実行委員会	共催
153	公民館	大沼公民館まつり	大沼公民館まつり実行委員会	共催
154	公民館	鈴木公民館まつり	鈴木公民館まつり実行委員会	共催
155	公民館	中央公民館サークルフェア	公民館利用団体等	実行委員会
156	公民館	忘れない3. 11展	忘れない3. 11展実行委員会	協力
157	図書館・公民館	なかまちテラスLiNKs	なかまちテラスLiNKs	共催
158	図書館・公民館	なかまちテラスまつり	なかまちテラスまつり実行委員会	実行委員会
159	図書館・公民館	なかまちテラスイルミネーション	職業能力開発総合大学校	協力
160	図書館	子ども読書に関する啓発のための講演会(2回)	小平市子ども文庫連絡協議会	共催
161	図書館	スライド講座	小平市子ども文庫連絡協議会	共催
162	図書館	大人のためのおはなし会	小平市子ども文庫連絡協議会	共催
163	図書館	図書館 親子スペシャルデー(2回)(予定)	小平市子ども文庫連絡協議会	協力
164	図書館	こだいら子ども読書月間関連行事「布の絵本・遊具であそびましょう！」	布の遊具“ひまわり”	協力
165	図書館	学校図書館運営	児童生徒の保護者	協力
166	選挙管理委員会事務局	明るい選挙ポスターコンクール 審査会	武蔵野美術大学 陣内 利博教授 他生徒2名	委託
167	選挙管理委員会事務局	選挙K発プロジェクト	嘉悦大学 和泉 徹彦教授	共催
168	選挙管理委員会事務局	明るい選挙推進事業	小平市明るい選挙推進協議会	共催